

国立大学法人愛媛大学医学部附属病院と
独立行政法人国立病院機構愛媛病院
との医療連携に関する協定書

国立大学法人愛媛大学医学部附属病院（以下「甲」という。）と独立行政法人国立病院機構愛媛病院（以下「乙」という。）は、相互に連携協力し、安定的・継続的な医療提供体制を確保するため、医療連携に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲と乙が円滑に連携を図り、相互の医療連携を強化しながら機能分担の推進を図り、それぞれが有する医療機能を効果的に発揮することにより、地域の課題に迅速かつ適切に対応するとともに、相互の医療水準を高め、職員及び学生の資質向上に資することを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲と乙は、前条の目的を実現するために、次に掲げる事項について連携し協力する。

- (1) 医療の向上に関すること。
- (2) 医師の派遣に関すること。
- (3) 病床の有効利用に関すること
- (4) 医師及び看護師等の研修に関すること。
- (5) 卒前・卒後臨床研修に関すること。
- (6) その他連携・協力が必要な事項に関すること。

（連携推進協議会）

第3条 甲と乙の連携協力を円滑かつ効果的に推進するため、必要に応じ連携推進協議会を置く。

2 連携推進協議会の組織及び運営に関する事項は、甲と乙が協議の上、別に定める。

（協定の期間）

第4条 この協定の期間は、平成22年7月20日から平成25年3月31日までとする。

2 この協定の期間が終了する日の1箇月前までに、甲又は乙からの意思表示がないときは、この協定の期間は3年間延長されるものとし、その後もまた同様とする。

（疑義の決定）

第5条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた場合は、甲と乙が協議の上、決定する。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、それぞれ1通を保有する。

平成22年7月20日

愛媛県東温市志津川
甲 国立大学法人愛媛大学医学部附属病院
院長

横山 雅好



愛媛県東温市横河原366番地
乙 独立行政法人国立病院機構愛媛病院
院長

西村 一秀

